

「令和元年台風第19号災害義援金」の受付期間の延長について

日本赤十字社では、各地に甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号により被災された方々への支援のため、義援金の受付を開始しておりますが、現在も復旧・復興中であるため、次のとおり受付期間を延長することとしました。

つきましては、引き続き皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

義援金をお寄せいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

※ お寄せいただいた義援金は、被災地県に設置される災害義援金配分委員会を通じて、全額が被災地へ届けられます。

1 義援金名

「令和元年台風第19号災害義援金」

2 受付期間

令和3年3月31日(水)まで

3 受付方法

(1) 窓口持参

次の窓口で受け付けています。

- ・ 保健福祉課(げんき21)
- ・ 生田原支所地域住民課
- ・ 丸瀬布支所地域住民課
- ・ 白滝支所地域住民課

(2) ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号「00190-8-515005」

口座加入者名「日赤令和元年台風第19号災害義援金」

※ ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

※ 受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」とご記入ください。

(3) 銀行振込

受付窓口	金融機関名	口座番号	口座名義	受領証発行に係る連絡先
日赤本社	三井住友銀行 すずらん支店	普通 2787555	日本赤十字社 (ニホンセキジ ュウジヤ)	日本赤十字社 パートナーシップ 推進部 (Tel:03-3437-7081)
	三菱UFJ銀行 やまびこ支店	普通 2105553		
	みずほ銀行 クヌギ支店	普通 0620464		

※ 金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。

※ 受領証の発行を希望する場合は、各「受領証発行に係る連絡先」に次の内容をご連絡ください。

- 住所
- 氏名(受領証の宛名)
- 電話番号
- 寄付日

■ 寄付額

■ 振込金融機関名及び支店名

4 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。